

## 国土利用計画関係資料

1	国土利用計画法の概要	..... P 1～ 2
2	土地取引規制の概要	..... P 3～ 6
3	土地利用審査会の職務	..... P 7～12
(参考)		
※	国土利用計画法(抄)	..... P 13
※	土地利用審査会条例	..... P 14
※	土地利用審査会運営規程	..... P 15

# 国土利用計画法の概要

## 1 法の目的

国土利用計法の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

## 2 法の内容

### (1) 国土利用計画

国土利用の基本理念を踏まえ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定される長期的な構想。全国計画，都道府県計画，市町村計画で構成される。

### (2) 土地利用基本計画

国土利用計画を基本として都道府県が定める即地的な土地利用に関する計画。行政部内での総合調整機能及び規制基準としての機能を担う。

### (3) 土地取引規制制度

#### ① 土地取引の届出制度，許可制度

土地の投機的な取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一般の土地取引を規制する制度。

現在は事後届出制として利用目的の審査のみを行っている。

#### ② 遊休土地制度

国土利用計画法に基づく届出のあった土地が取得後2年を経過して未利用である場合において、当該土地の有効かつ適正な利用を特に促進する必要がある場合には、遊休土地と認定し、利用促進等所用の措置を講じる。

#### ③ 地価調査

土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため毎年7月1日を基準日として県内全域にわたって地価調査を行う。

(※①・②は都道府県知事及び政令指定都市の長が行う。③は都道府県のみ)

### (4) 審議会等

#### ① 国土利用計画審議会

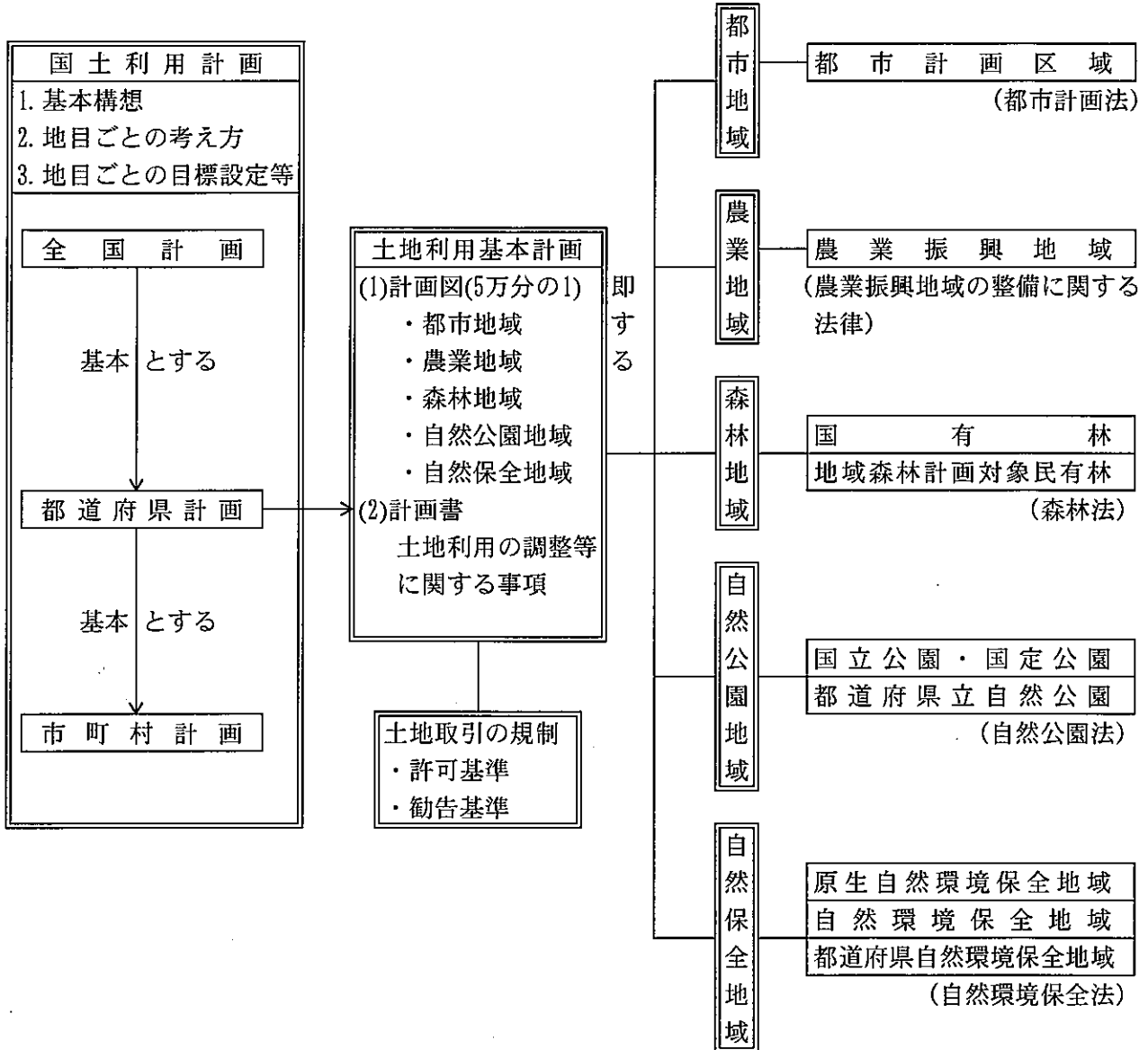
国土利用計画，土地利用基本計画，県土利用に関する基本的事項等を調査審議する機関として設置

#### ② 土地利用審査会

土地取引届出に係る勧告事項の審査，監視区域・注視区域等の指定に関する意見等土地取引規制措置について審査する機関として設置

(※①は都道府県のみ。②は都道府県及び政令指定都市に設置。)

## 国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系



## 2 土地取引に係る規制制度の概要 (No. 1)

### 土地取引の届出制及び許可制の概要

区 分	(1) 届 出 制			(2) 許 可 制 (法第14条, 第15条)
	① 事後届出制 (法第23条)	② 事前届出制・事前確認制		
		イ 事前届出制 (法第27条の4, 法27条の7)	ロ 事前確認制 (令第17条の2第3 号～第5号)	
対象区域	指定なし	注視区域 監視区域		規制区域
対象面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域 2,000㎡以上</li> <li>・その他の都市計画 区域 5,000㎡以上</li> <li>・都市計画区域以外 10,000㎡以上</li> </ul>	(注視区域) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域 2,000㎡以上</li> <li>・その他の都市計画区域 5,000㎡以上</li> <li>・都市計画区域以外 10,000㎡以上</li> </ul> (監視区域) 知事が定める面積以上		制限なし (全ての 土地取引を対象)
届出義務者	権利取得者(譲受人)	譲渡・譲受人双方	分譲業者	譲渡・譲受人双方
届出・申請期限	契約締結後2週間以内	契 約 締 結 前		
審査基準	利用目的のみ	(注視区域) 価格・利用目的  (監視区域) 価格・利用目的 投機的取引	(注視区域・監視区 域) 価格のみ	価格・利用目的 (自己居住用, 収用 対象事業等特定の利 用目的のみに限定)
措 置	不勧告  助言  勧告  公表	不勧告  勧告  公表	確認, 不確認	許可

## 2 土地取引に係る規制制度の概要 (No. 2)

### 注視区域・監視区域及び規制区域の概要

項目	注視区域	監視区域	規制区域
特徴	事前届出制の復元	届出対象面積の引下げによる地価高騰の抑制	許可制による地価の凍結
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年間の地価上昇率が5%を超える場合</li> <li>②四半期の地価上昇率が二期連続して2%を超えその合計が5%を超える場合</li> <li>③四半期の地価が三期連続して上昇し、その合計が5%を超える場合</li> <li>④公的な大プロジェクトが予定されており、四半期の地価が二期連続して上昇し、その合計が3%を超える場合</li> <li>⑤公的な大プロジェクトの事業区域が明確となっている場合において当該地域の四半期の地価が二期連続して上昇し、当該事業の円滑な実施に著しい支障が生ずると見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年間の地価上昇率が10%以上の場合</li> <li>②四半期の地価上昇率が二期連続して3%以上の場合</li> <li>③公共又は民間の開発プロジェクト等により、土地の投機的取引や物価上昇が見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① [都市計画区域] 土地の投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれがあり、地価の急激な上昇又はそのおそれがあると認められる場合</li> <li>② [都市計画区域以外] ①の事態が生ずると認められ、その事態を除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる場合</li> </ul>
届出及び許可申請面積	市街化区域 2,000㎡以上 市街化区域外都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	規定した面積 (100~300㎡) 以上	全ての土地取引
指定期限	5年以内	5年以内	5年以内
解除要件	半年経過後、検討を開始その半年後以降基準に該当しない場合	2年以上継続して下落 (年変動率▲3%) 傾向の時	指定の事由がなくなった場合
その他	平成10年9月1日の法改正により新たに創設	本県は現在区域指定なし過去の指定状況は、表参照	本県も含め全国的に指定の実績はない。

宮城県内の「監視区域」の指定状況の経緯

平成26年2月7日現在

宮 城 県 指 定				仙 台 市 指 定			
No.	指定期間	指定区域及び面積	届出対象面積	No.	指定期間	指定区域及び面積	届出対象面積
1	S62.12.1 ～H4.11.30	・旧仙台市中心部の一部 (主として商業地域) 約 752ha ・旧泉市中心部の一部 (主として商業地域) 約 53ha 計 約 805ha	100㎡以上 300㎡以上				
2	S63.6.1 ～H4.11.30	上記2地域の周辺へ拡大 ・旧仙台市の地域 約 1,013ha ・旧泉市の地域 約 133ha 拡大計 約 1,146ha	100㎡以上 300㎡以上				
※ 平成元年4月1日 仙台市の政令指定都市移行に伴い権限委譲				⇒			
3	H元.12.1 ～H6.11.30	栗駒・船形フレックシアート地域 重点整備地区のうち 国有林を除く区域 約 8,032ha	2,000㎡以上	1	H元.4.20 ～H6.3.31	左記の県が指定した区域 ・仙台市の中心部等 約 1,765ha ・泉区の中心部等 約 186ha 計 約 1,951ha	100㎡以上 300㎡以上
4	H2.7.2 ～H6.3.31	名取市及び多賀城市の市街化区域 (閑上地域を除く) 約 2,354ha	300㎡以上	2	H元.12.1 ～H6.3.31	①届出面積の引き下げ ・泉区の中心部等 約 186ha  ②区域の拡大 ・青葉区・泉区地下鉄沿線周辺の 商業地及び住宅地の一部 約 560ha ・既指定区域及び上記指定区域の 周辺地域 約 2,655ha 拡大計 約 3,215ha	300㎡以上 ↓ 100㎡以上
5	H2.10.1 ～H6.3.31	塩竈市等7市町村の市街化区域 約 4,834ha	300㎡以上	3	H2.7.2 ～H6.3.31	区域の拡大 市街化区域全域へ拡大 約11,877ha	300㎡以上
6	H2.12.1 ～H6.3.31	①届出面積の引き下げ 塩竈市等9市町村の指定 済区域 約 7,188ha ②区域の拡大 ・市街化調整区域全域へ 約32,319ha ・名取市閑上地域の市街化区域 約 90ha 拡大計 約32,409ha	300㎡以上 ↓ 200㎡以上 200㎡以上	4	H2.11.1 ～H6.3.31	①届出面積の引き下げ 「300㎡」設定区域 約14,719ha ②区域の拡大 市街化調整区域全域へ 約27,041ha	300㎡以上 ↓ 100㎡以上 2,000㎡以上
7	H3.3.22 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 174ha ・市街化調整区域への編入区域 約 16ha	200㎡以上へ 2,000㎡以上へ	5	H3.3.22 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 61ha ・市街化調整区域への編入区域 約 0ha	100㎡以上へ 2,000㎡以上へ
8	H3.12.13 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 93ha	200㎡以上へ	6	H4.6.9 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 75.6ha	100㎡以上へ
9	H4.6.9 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 212ha	200㎡以上へ	7	H5.7.6 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 38.5ha	100㎡以上へ
10	H5.7.6 区域の一部変更	仙塩都市計画線引き変更に伴う届出 面積の一部変更 ・市街化区域への編入区域 約 46ha	200㎡以上へ				
11	H6.2.18	届出面積の引き上げ 塩竈市等9市町村の市街化区域 約 7,787ha	200㎡以上 ↓ 300㎡以上				
12	H6.4.1 ～H8.3.31	塩竈市等9市町村の都市計画区域の 指定(再指定) 市街化区域 約 7,787ha 市街化調整区域 約31,796ha	300㎡以上 2,000㎡以上	8	H6.4.1 ～H8.3.31	仙台市の都市計画区域の指定(再指 定)及び市街化区域の届出面積の引 き上げ 市街化区域 約17,218ha 市街化調整区域 約26,866ha	100㎡以上 ↓ 200㎡以上 2,000㎡以上
13	H6.12.1 ～H9.11.30	栗駒・船形フレックシアート地域(再指 定) 重点整備地区のうち 国有林を除く区域 約 8,032ha	2,000㎡以上	9	H6.12.1	届出面積の引き上げ 市街化区域 約17,218ha	200㎡以上 ↓ 300㎡以上
14	H7.6.1	塩竈市等9市町村の都市計画区域の 解除		10	H7.7.1	仙台市の都市計画区域の解除	
15	H9.4.1	栗駒・船形フレックシアート地域の重点 整備地区のうち国有林を除く区域の 解除					

## 監視区域の指定状況

現在、国土利用計画法第 27 条の 6 に基づく監視区域の指定を行っている団体は、1 都府県(1 村)となっております。

都府県名 (市町村数)	市町村名	届出対象面積 (下記の面積以上)	指定期間
東京都 (1村)	小笠原村(都市計画区域のみ)	500 m <sup>2</sup>	H22.1.5~H27.1.4
1都府県 (1市町村)			

### \* 監視区域の指定解除

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出面積の基準を定める規則を廃止

平成 15 年 10 月 1 日

(区域) 栃木県大田原市、黒磯市、那須町、西那須町及び塩原町の全区域

平成 17 年 1 月 14 日

(区域) 福島県白河市、須賀川市、表郷村、東村、中島村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村及び浅川町の全区域

(区域) 岐阜県多治見市(市街化区域を除く)、瑞浪市、恵那市(旧恵那市のみ)、土岐市、可児市、御嵩町、笠原町(未線引き都市計画区域内における用途地域を除く)の全区域

(区域) 愛知県豊田市、藤岡町(市街化区域を除く)、小原村、足助町及び旭町の全区域

平成 17 年 1 月 17 日

(区域) 三重県津市、伊賀市、鈴鹿市、河芸町(市街化区域を除く)、名張市及び亀山市の全区域

(区域) 滋賀県甲賀市及び日野町の全区域

(区域) 京都府相楽郡南山城村の全区域

(区域) 奈良県添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡山添村の全区域

### 3 土地利用審査会の職務

#### (1) 土地利用審査会条例（昭和49年10月15日・宮城県条例第40号）

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもって決する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

※ 参考 国土利用計画法（抄）

（土地利用審査会）

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2～9（略）

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要事項は、都道府県の条例で定める。

#### (2) 所掌事務

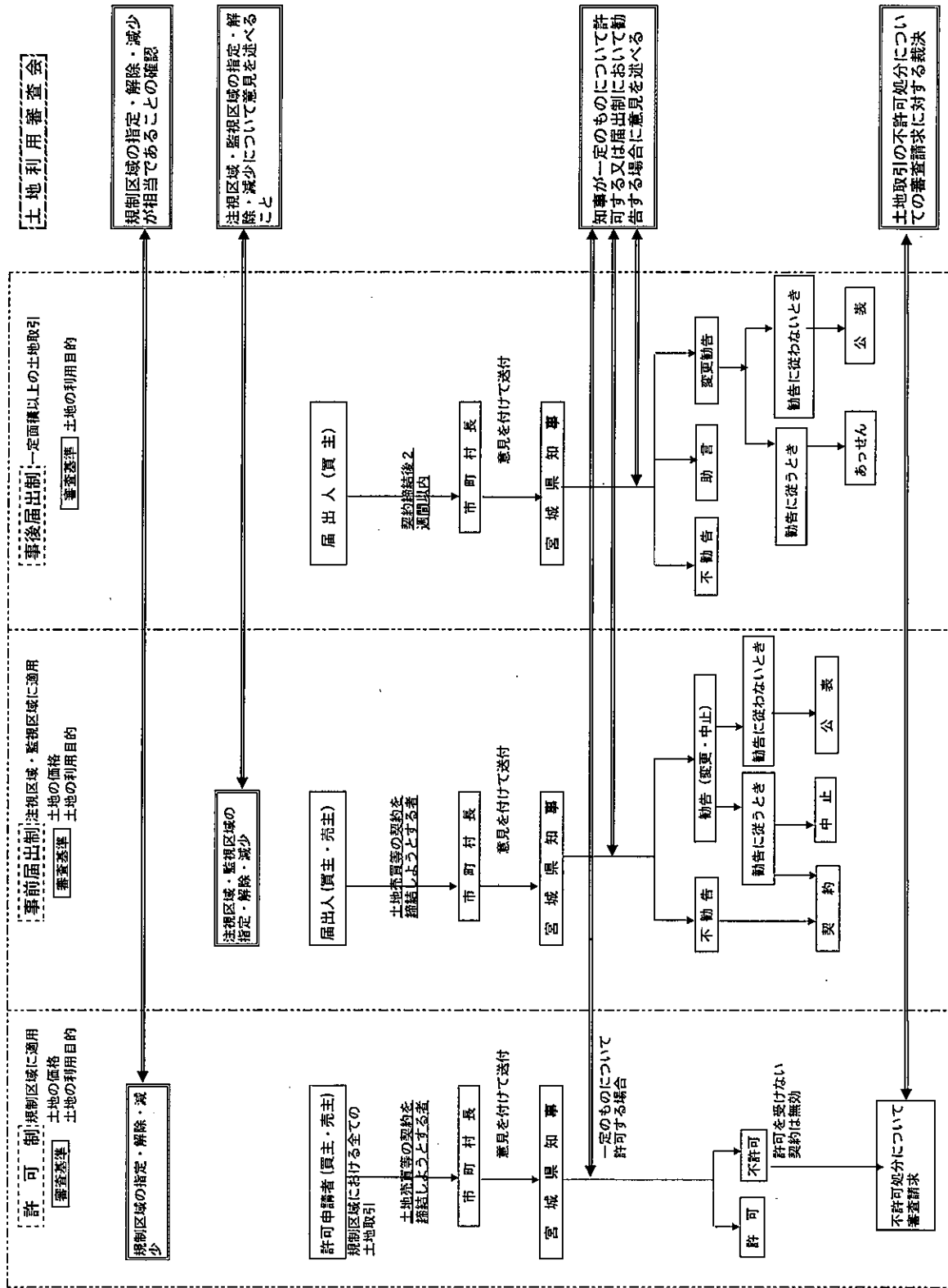
内 容	条 項
区域の指定・解除・減少	
注視区域の指定・解除・減少が相当であることの見解を述べること	法第27条の3第2, 4, 5項
監視区域の指定・解除・減少が相当であることの見解を述べること	法第27条の6第2, 4, 5項
監視区域の届出面積要件に係る規則の制定について意見を述べること	法第27条の7第4項
規制区域の指定・解除・減少が相当であることの確認	法第12条第6, 13, 15項
勧告	
土地取引の事後届出に対して勧告する場合に意見を述べること （審査基準：利用目的）	法第24条第1項
注視区域における土地取引の事前届出に対して勧告する場合に意見を述べること （審査基準：価格・利用目的）	法第27条の5第1項
監視区域における土地取引の事前届出に対して勧告する場合に意見を述べること （審査基準：価格・利用目的・投機的取引）	法第27条の8第1項
不許可処分についての審査請求	
土地取引の不許可処分についての審査請求に対する裁決	法第20条第1～3項
事前確認申請についての不確認	
予定対価の額が著しく適正を欠く	国土事務次官通達
事前確認申請についての不確認	
規制区域における土地取引について許可基準（地域発展となる適正事業等）に該当するものとして許可する場合に意見を述べること	法第16条第2項
遊休土地	
遊休土地の利用計画に対して勧告する場合の見解	法第31条第1項



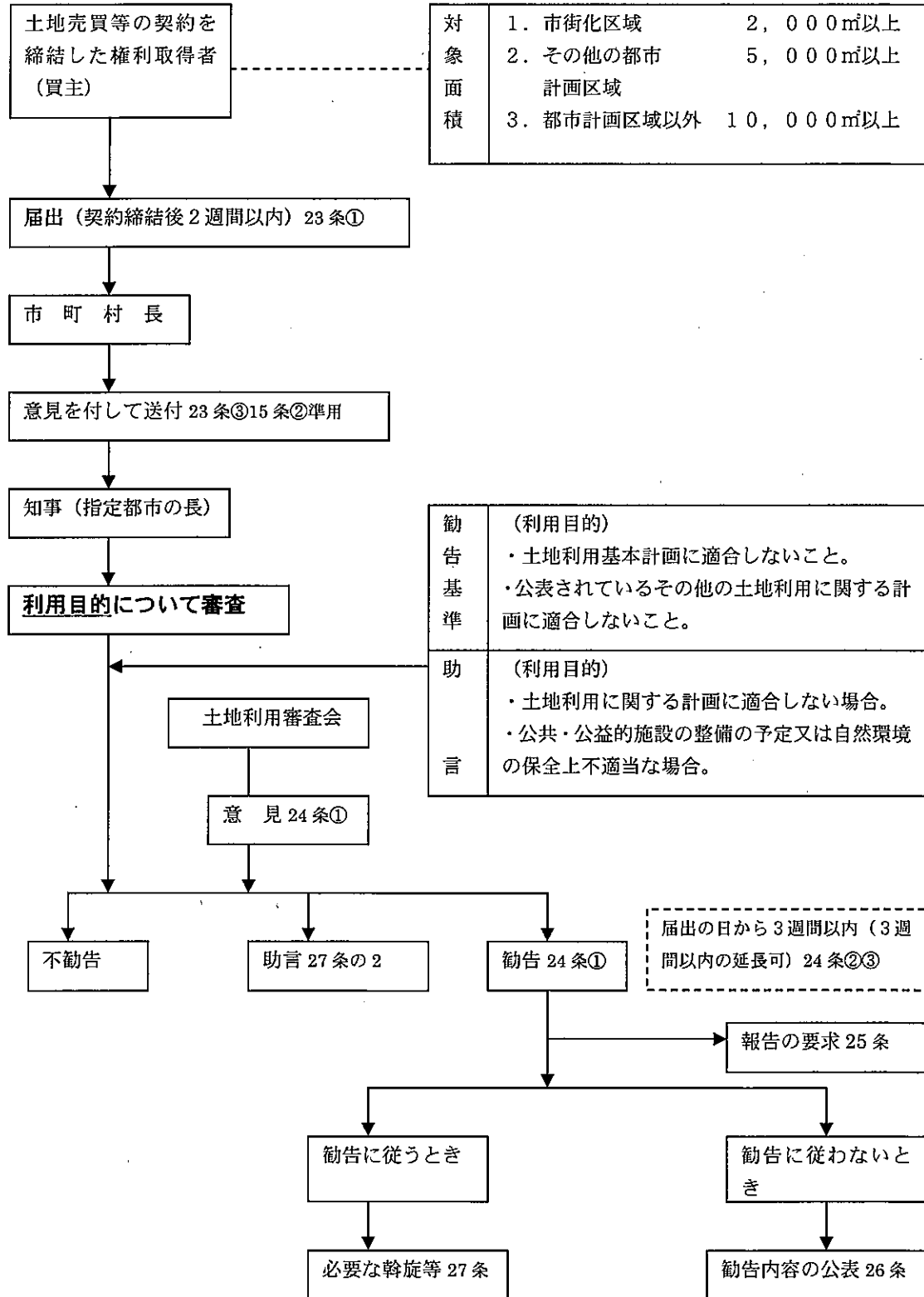
(3) 職務内容

区分	職務内容	期間	附帯要件	条項
届出に係る事項	1 届出に係る勧告事項の審査(意見の申出) (1) 事後届出制(注視区域・監視区域の指定のない区域) (2) 事前届出制(注視区域・監視区域の指定区域内)	受理した日から3週間以内  受理した日から6週間以内	関係市町村長の出席  〔勧告要件〕 利用目的が土地利用に関する計画に適合しないとき 〔勧告要件〕 ① 予定対価の額が著しく適正を欠くとき ② 利用目的が土地利用に関する計画に適合しないとき ③ 利用目的が公共・公益的施設及び自然環境保全上不適当なとき	第24条第1項  第27条の5第1項 第27条の8第1項  第27条の3第2項、4項、5項 第27条の6第2項、4項、5項 第27条の7第4項
	2 注視区域の指定、解除及び減少		関係市町村長の出席	第27条の6第2項、4項、5項
	3 監視区域の指定、解除及び減少		関係市町村長の出席	第27条の7第4項
	4 監視区域内の届出対象面積の引下げ		関係市町村長の出席	
規制区域における許可に係る事項	1 規制区域指定の確認	公告日から2週間以内	関係市町村長の出席	第12条第6項
	2 規制区域の指定解除及び減少の確認	公告しようとするとき	関係市町村長の出席	第12条第13項、第15項
	3 規制区域内の土地に関する権利の移転等の許可基準に係る次の事項の審査(意見の申出) (1) 地域の健全な発展と土地利用上適切である事業を行う者がその事業の用に供するためのものであるとき (2) 政令第12条で定める場合に該当するものであるとき	申請があった日から6週間以内	関係市町村長の出席	第16条第2項  第16条第1項第2号ホ  第16条第1項第2号ハ
	4 許可処分に係る不服申立の審査 (1) 審査請求の受理 (2) 審査請求に対する裁決	受理した日から2ヶ月以内	審査請求人、処分庁等関係人の出頭を求めた公開による口頭審査	第20条第1項、第2項、第3項
遊休土地に係る事項	遊休土地に係る計画についての勧告事項の審査(意見の申出)		関係市町村長の出席 〔勧告要件〕 遊休土地の利用・処分計画が当該土地の有効かつ適切な利用上、支障があると認められるとき	第31条第1項

(4) 許可制・事前届出制・事後届出制のフローチャート

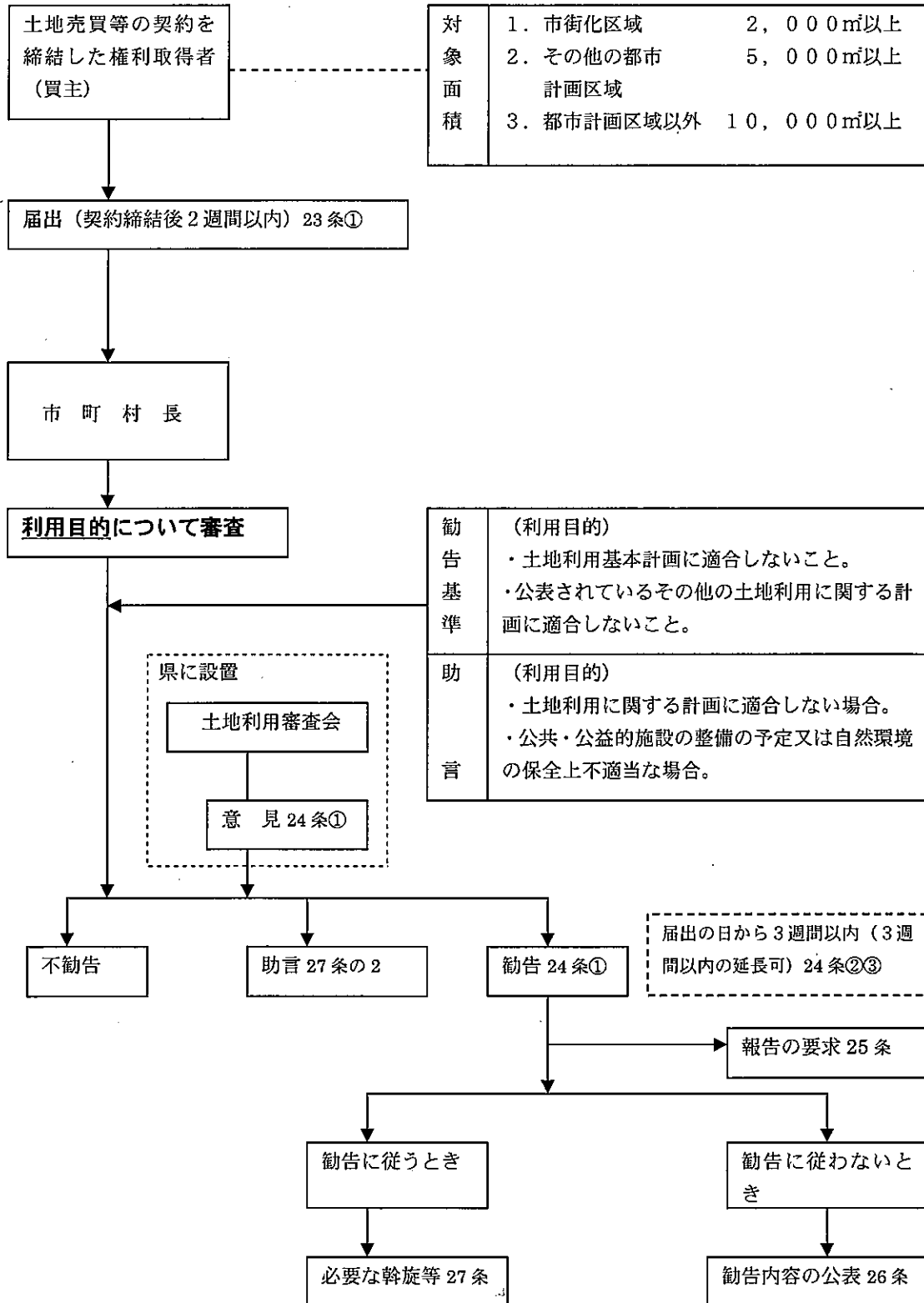


# 事後届出制のフローチャート



## 事後届出制のフローチャート（権限移譲された場合）

※二以上の市町村の区域に係るものは除く。



県から市町村への権限移譲一覧

地域復興支援課 土地対策班

番号	法令名	左のうち移譲する権限(条項)	移譲先市町村								移譲先市町村数	
			H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4		H26.4(予定)
1	公拡法	第3条 第4条第1項及び第3項	角田市 大和町 大郷町 大衡村	岩沼市 丸森町 松島町	多賀城市 東松島町 美里町	塩竈市 亘理町 富谷町	栗原市 大崎市	気仙沼市, 名取市, 登米市, 大河原町, 山元町, 利府町, 涌谷町, 女川町	白石市, 蔵王町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 七ヶ浜町, 加美町, 南三陸町	石巻市	H26.4(予定)	20 (※)
2	国土法 (遊休土地)	第28条	気仙沼市 角田市 色麻町	岩沼市 丸森町 松島町	多賀城市 美里町	塩竈市 亘理町	栗原市 大和町	登米市, 東松島市, 大崎市, 大河原町, 川崎町, 山元町, 七ヶ浜町, 利府町, 涌谷町, 女川町	白石市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 村田町, 柴田町, 富谷町, 加美町, 南三陸町	大郷町, 大衡村	名取市	33 (石巻以外)
3		第29条第1項 第30条, 第31条 第32条第1項 第41条第1項(一部)		角田市 丸森町 松島町 色麻町	多賀城市 美里町	塩竈市 気仙沼市 亘理町	栗原市 大和町	登米市, 東松島市, 大崎市, 大河原町, 川崎町, 山元町, 七ヶ浜町, 利府町, 涌谷町, 女川町	白石市, 岩沼市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 村田町, 柴田町, 富谷町, 加美町, 南三陸町	大郷町, 大衡村	名取市	33 (石巻以外)
4	国土法 (土地取引規制)	第14条第1項等 第28条第1項等 第27条の4第1項等 第27条の7第1項等			松島町	塩竈市	大和町	登米市	南三陸町		名取市	6

※公拡法事務については、第二次一括法により法改正され、市(本県:12市)の自治事務となった(H24.4~)ことから、市分を除いている。

# 国土利用計画法（抄）

昭和49年6月25日  
法律第92号

## （土地利用審査会）

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員7人で組織する。

4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

9 土地利用審査会は、第12条第6項、同条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）、第16条第2項、第24条第1項、第27条の3第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第27条の5第1項、第27条の6第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。））及び第27条の7第4項において準用する場合を含む。）、第27条の8第1項又は第31条第1項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その書見を聴かなければならない。

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

# 土地利用審査会条例

昭和49年10月15日  
宮城県条例第40号

## (趣 旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (任 期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会 長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (会 議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもつて決する。

## (委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 土地利用審査会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、土地利用審査会条例（昭和49年宮城県条例第40号）第5条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、あらかじめ委員に通知して行うものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(会議の非公開)

第4条 会議は、次の場合を除き、公開とする。

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）。以下「法」という。）第12条第6項、第13項及び第15項の規定による規制区域の指定、解除及び減少についての確認の審議
- (2) 法第16条第2項の規定による同条第1項第2号ホ及びへへの許可基準による規制区域内の土地に関する権利の移転等の許可についての意見の審議
- (3) 法第24条第1項、法第27条の5第1項及び法第27の8第1項の規定による届出に係る勧告についての意見の審議
- (4) 法第27条の3第2項、第4項及び第5項の規定による注視区域の指定、解除及び減少についての意見の審議
- (5) 法第27条の6第2項、第4項及び第5項の規定による監視区域の指定、解除及び減少についての意見の審議
- (6) 法第27条の7第4項の規定による監視区域内の届出対象面積の引下げについての意見の審議
- (7) 法第31条第1項の規定による遊休土地の計画に係る勧告についての意見の審議

(議事録の作成)

第5条 会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する委員2名が署名押印するものとする。

(庶 務)

第6条 審査会の庶務は、震災復興・企画部地域復興支援課において処理するものとする。

(雑 則)

第7条 この規程の運用に関し必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和49年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月22日から施行する。